

事業者の皆さまへ(大切なお知らせ)

事業系ごみの搬入場所が、愛川町美化プラントから
「あつあいクリーンセンター」に変わります。

1 新施設

施設名 あつあいクリーンセンター
所在地 厚木市金田 1610 番地 1
電 話 046-297-1153



※施設内の搬入経路などは、令和7年8月までに厚木愛甲環境施設組合のホームページにてお知らせされます。



組合 HP

2 搬入変更日

令和7年12月1日(月)

※ 上記の日以降は町美化プラントでの受付はできません。

裏面をご覧ください。

3 搬入日時

- (1) 受入日 月曜日から土曜日まで（休日を含む。年末年始を除く。）
- (2) 受入時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

4 休業日

日曜日、年末年始（原則12月31日から1月3日まで）

なお、年末年始について、12月31日を開場する場合がありますので、厚木愛甲環境施設組合のホームページ等でご確認ください。

5 搬入できる事業系一般廃棄物

- (1) 飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類
- (2) 卸小売業から出る野菜くず、魚介類等
- (3) 事業所、商店等から出る紙くず、梱包に使用した段ボール、茶殻等の雑ごみ
ただし、紙くず及び段ボールは、汚れて再資源化できないものに限りです。
※産業廃棄物及び他の市町村から排出された廃棄物は搬入できません。

6 事業系一般廃棄物処理手数料

(1) 令和8年3月31日（火）までは 10kgにつき250円

(2) 令和8年4月1日（水）からは 10kgにつき300円

- ・(1) は経過措置としての手数料となります。
- ・10kg未満の搬入については、10kgの処理手数料の徴収となります。
- ・原則、現金での支払となります。キャッシュレス決済は利用できません。

7 その他

「あつあいクリーンセンター」への持ち込みが難しい場合は、町の許可を受けている収集運搬業者に委託して処理をすることもできます。詳細は町ホームページをご覧ください。



愛川町 HP

問合せ先

【廃棄物に関すること】

愛川町美化プラント電話 046-281-2258

【収集運搬業者への委託に関すること】

環境課廃棄物対策班電話 046-285-6947